

「白岡市第6期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	P3「3計画の対象者の範囲」について、対象者は手帳所持者となっている。所持していない者についてはどうするのか。	本計画の対象者の範囲は、障害者手帳の有無にかかわらず「障害者総合支援法」に基づいた対象者を範囲と捉えておりますが、分かりやすくするために、この計画における「障がい者」とは、の次に「障害者手帳の有無にかかわらず」を文言に追加いたします。
2	P6「総人口の推移／年齢構成」 国と県との対比（変化率）はできないか。	本計画では、市の人口推移及び年齢構成の概要を示しており、国や県のデータとの比較は想定していないため、記載のとおりといたします。
3	P8～P10「手帳所持者数（年齢区分別）」 円グラフではなくて棒グラフにして、年ごと推移とできないか。 内部は増加傾向にある、なぜ？ 知的・精神は増加傾向にある、なぜ？ 療育手帳所持者でH30年は減少している、なぜ？	身体、知的、精神の手帳所持者の年齢区分の推移は、毎年の数値を把握できていないため、記載のとおりといたします。 また、手帳所持者数の増減についてですが、各年の手帳取得状況を元に集計しております。
4	P13「在籍者数」 児童生徒の総数を併記してほしい。増加傾向にある。要因は？	御意見のありました、児童生徒の総数を併記することにつきまして、市内特別支援学級の在籍者数の表に市内児童生徒総数を追記いたします。 また、増加傾向の要因につきましては、保護者の方との就学相談を踏まえ、適切な相談・指導が行われているものと考えております。
5	P17「視点1：障がい者等の～」“等”は何を意味するのか？	障害児、障害者手帳の所持にかかわらずサービスの利用者、難病患者など、また、本人の判断能力が十分でない場合は、その保

		護者や支援者も含むものと考えております。
6	P18「視点4：」インクルージョンの訳として包容は適切か？	御指摘の部分につきましては、国の基本的な指針「5障害児の健やかな育成のための発達支援」に則した記載となっておりますので、本計画では記載のとおりといたします。
7	P18「視点5：」「積極的な周知・広報等に取り組んでいく」とあるが、待遇改善への取り組みが必要でないか。	御意見のありました、待遇改善への取り組みが必要とのことにつきましては、本文中にあります「障がい福祉の現場が働きがいのある職場」の文言に待遇改善への取り組みも含まれるものと考えております。
8	P18「視点6：」バリアフリー（設備上・心理的）の推進。障がい者がいて当たり前の風土醸成などが進んでこそその社会参加ではないか。	御意見のありました、バリアフリー（設備上・心理的）の推進は、本計画の大前提として認識しております。また、上位計画である「白岡市地域福祉計画」や「白岡市障害者基本計画」においても取り組みを推進しております。
9	P22「（1）障がい者数等の見込み」 身体障害者の見込みに関して、5期障害福祉計画では、“減少傾向である”としているが、6期では、“微増”としている。要因分析とその説明が必要ではないか。	各年の手帳取得の状況により、身体障害者数は微妙に変化し、その要因については分析が難しいと考えております。また、本計画につきましては、これまでの傾向を継続していくことを想定した記載となっております。
10	P26～P36「成果目標」 5期の目標と実績を併記したらわかりやすくなると思うが。 P27～P36「今後の方向性」 今後の前に、5期の実績とその分析が必要ではないか。継続するのか方針転換なのかなど、明確になり考えやすい。	「成果目標」につきましては、国の基本的な指針、県の方針に則した記載となっておりますので、本計画では記載のとおりといたします。 また、実績と分析としては、障がい者団体等とのヒアリングや各種データから見た「課題」をとりまとめ「今後の方向性」として記載しております。また、活動指標となっている障害福祉サービスは、サービスごとに「現状と見込量の考え方」を整理したものを記載しております。
11	P28「（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構	第1章 計画の基本的考え方、3 計画の対象者の範囲におい

	策」、P60「10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところ 何れかのところで「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という表記だけでなく「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築」といった表記もしてください。	て、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）と明記していることから、本計画では記載のとおりとします。
1 2	P33「（5）障がい児支援の提供体制の整備等」、P48「6 障がい児支援等の見込み」、P58「8 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備」のところ 高次脳機能障害児への支援について、白岡市としてどのように体制を組み、支援をしていくのか、計画に記してください。 そして、「福祉行政報告例」「第21の3市町村における相談支援」で毎年、白岡市が埼玉県に報告している高次脳機能障害児の相談人数を数値指標に位置づけ、高次脳機能障害児支援の評価をしていってください。	埼葛北地区（白岡市、蓮田市、幸手市、宮代町及び杉戸町）においては、高次脳機能障害を抱えている方を相談支援事業所や関係する支援機関とともに継続的な支援をしている状況であります。これまでも、対象者の状況に応じた支援を適宜実施しております。また、埼葛北地区地域自立支援協議会においても、各種部会を設置し、事例検討を行い、地域で支えることができるよう検討や検証を行っているところであります。 発達障害や高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする方などについては、まだまだ制度が遅れている分野と認識しており、今後の課題として相談支援に取り組んでまいります。
1 3	P35「（6）相談支援体制の充実・強化等」、P46「（4）相談支援（計画相談支援・地域相談支援）」、（P53「相談支援事業」、）（P57「相談支援事業」、）P62「11 相談支援体制の充実・強化等」のところ 高次脳機能障害者の相談支援体制の充実・強化を図っていくことを、計画に記してください。	第1章 計画の基本的考え方、3 計画の対象者の範囲において、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）と明記していることから、高次脳機能障害の方も含め相談支援体制の充実・強化を図っていくものと考えております。 また、相談人数を数値指標にし、相談体制の評価、整備につきましては、国の基本指針及び県の考え方に則し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制

		の確保を目標とし、総合的に取り組んでまいります。
1 4	P40「②自立訓練【訓練等給付】」のところ 自立訓練（機能訓練）の対象に、身体障害のない高次脳機能障害も含まれるようになったこと、機能訓練の内容として、高次脳機能障害者に即した訓練も実施していくことを記してください。	第1章 計画の基本的考え方、3 計画の対象者の範囲において、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）と明記していることから、本計画では記載のとおりとします。
1 5	P41「自立訓練見込量確保に向けて」 「専門的なサービスを提供できる施設の拡充・整備を進める」との文言が入らないか。	「見込量確保に向けて」については、「サービスの提供に向けて、事業者情報の収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。」と記載をしているため、本計画では記載のとおりとします。
1 6	P53「意思疎通支援事業」 聴覚障害者の対応しか記載してない。視覚障害者などの支援も記載すべきと思う。	視覚障害者への支援としては、代筆、代読、音声訳等の支援が想定されますが、現状ではこのような人材の確保が進んでいません。地域生活支援事業③実施に向けた考え方の中に「代筆、代読、音声訳等の人材確保に向けて県等との連携を図ります。」の文言を追加いたします。
1 7	P54「地域活動支援センター」 地域活動支援センターについての説明はありますか？	事業内容を、「創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設である地域活動支援センターについて、機能の強化を図ります。」と修正いたします。
1 8	P59「支援の見込量」 令和3年度、4年度の見込が”0”となっている。座して待つのではなく、積極的にアウトリーチすべきではないか。	「9 発達障害等に対する支援」につきましては、本計画から新たに設けられた項目であり、活動指標は国から示されておりますが、詳細についての明確な通知が国から示されておられません。よって、地域自立支援協議会構成市町で連携の下で準備を進め、令和5年の実施を目標としたものです。

19	P64「13 サービスの確保策」「(4) サービスを利用しやすい環境づくり」のところ 「また、介護保険制度の対象となる障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を進めるため、介護保険担当課やケアマネージャー等関係者との連携や地域資源を活用したサービス提供体制の推進に努めます。」 介護保険との連携について、高齢の障害者だけでなく、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方への支援についても、介護保険サービスと障害福祉サービスで連携して支援をしていくことを記してください。	第1章 計画の基本的考え方、3 計画の対象者の範囲において、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）と明記していることから、本計画では記載のとおりとします。
20	前回の障害福祉計画（PLAN）を実行した結果の評価、改善を行った上での今回の計画であることを前提として、次の2点について意見を述べます。 1 地域生活支援事業の中の移動支援については、利用の際の制限事項があり、利用できない（利用しにくい）ようです。情報提供の際には、それらを明記し、わかりやすくしていただけるとありがたいです。 2 サービスを利用したいと思っても、なかなか望むサービスに行きつかないというケースがあります。第3章13の実行に有効な施策の実行を強く望みます。（P63）	1 今後、より一層、情報提供に努めてまいります。 2 当市のみならず、3市2町で構成する地域自立支援協議会を活用し、ニーズを把握した上で、地域資源を有効活用してサービスを提供してまいります。
21	P66「6 視聴覚障がい者等への情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援」が記されているところ	御提案のありました文言の一部を「意思疎通や情報取得に困難があることを理解し、」の次に「点訳、代筆、代読、音声訳等の」

	「障がいの特性により、意思疎通や情報取得に困難があることを理解し、様々なコミュニケーションの手段や情報提供体制の充実を図ることが必要です。」と記されています。 A L Sの方や高次脳機能障害の方など、点訳、代筆、代読、音声訳等、その方の障害の特性に応じた意思疎通支援方法や人材の育成について検討していく、といったことを計画に記してください。	を追加いたします。
2 2	各々障害の程度によって自分がどんな福祉サービスや支援などが受けられ利用できるのかわからないでいる人もいると思うので、福祉課窓口や広報等で知らせて欲しい。	今後、より一層、情報提供や相談支援体制の充実に努めてまいります。
2 3	障害のある・なしに関わらず、誰もが地域（白岡）で生き生きと安心して暮らせる生活できる様な計画にして欲しい。	当市の障がい者施策の基本理念である「ともに生き ともに支え合うまちに」を発展的に継承し、障がい者施策のさらなる推進を目指してまいります。
2 4	福祉サービス事業所を利用している我が子ですが、職員さんがメンバーさん誰もが各々障害の程度、障害特性によって対応はさまざまですが、日々どうしたらお仕事がしやすいかを考え、工夫してくださり、その様な中でお陰様でできるお仕事も増えつつあり、そんな成長したのを見るにつけ大変嬉しく思い、職員さんには感謝しています。	当市といたしましては、今後も福祉サービス事業所と連携し、さらなる支援体制の充実が図れるよう努めてまいります。
2 5	精神障害者の人が多くなっているので、病院がないので作ってほしい。	医療体制の充実に努めてまいります。
2 6	・親亡き後ではなく今のうちに利用できる所を整えてほしいです。	地域生活支援拠点の整備も含め、誰もが安心して地域で生活できるよう、関係機関と連携の下、相談活動や支援体制の充実に努

	・親亡き後の日常生活	めてまいります。
27	精神障害者が地域で安心して生活できる一環として、月1回程度の在宅訪問をお願い致します。	地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携の下、相談活動や支援体制の充実に努めてまいります。
28	・障がい者が地域で安心して生活できる様に、又、親たちも高齢になると遠方への入所施設では、面会にも行くことができなくなると思いますので、近い所にこれからの入所施設・ケアハウス等ができることを希望します。 ・施設入所支援の介護 ・老人の施設は沢山できてきたが、障害者施設が1ヶ所のみ他の市にお願いしている状態、白岡にも入所施設を作って欲しい。	施設入所等の希望を踏まえ、提供体制の充実に図ってまいります。
29	ショートステイする所がコロナの影響でなかなか実施できません。	関係機関と連携し、感染症対策を図りながら、サービス提供体制を進めてまいります。
30	複数（介護、支援 etc）を相談する時、1つの窓口で引き受け、利用する側にとって便利に気軽に出来る様にして欲しいと思います。（マイナンバーカードに登録すれば可能になる様にする。）	複合、複雑化した支援ニーズに対応した断らない包括的な支援体制である重層的支援体制を整備し、充実に努めてまいります。 マイナンバーカードにつきましては、マイナンバーの利用事務が国で定められていることから、現時点では使用できない状況です。
31	色々の案がでていますが、現在どこまで達成出来ているのかわかりませんか？計画だおれにならない様願うばかりです。	実効性のある計画となるように、過去の実績等を十分に精査し、将来の見込量等を設定いたしましたので、計画に沿った施策が展開できるよう努めてまいります。
32	親が動かなければいけないだろうが、学生のボランティア等で休日をごせる時間をお願いします。	障がい者の余暇活動、地域の居場所づくりについて、今後とも検討してまいります。
33	他の市全部ではありませんが、障害者団体等の講演に市長さんが出席しているが、白岡は他の行事と重なってしまったの	市長の掲げる「4つの約束」において、「誰もが安心して住める白岡を創ります」とあり、その中の「障がい者福祉の充実」にお

	か、あまり見ない。今回の市長さんに期待します。	いて、障がい者施策のさらなる推進を目指してまいります。
3 4	精神障害者・身体障害者・視覚障害者には、当事者・支援者団体が存在していない。積極的に設立していくべきではないか。設立に向けての計画を福祉計画に記載していく必要があると思う。	当事者・支援者団体の設立については、計画に記載は想定しておりませんが、「白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会」など関係団体等との連携の下、引き続き情報提供や相談活動を進めてまいります。